

2020年（令和二年）1月17日 SOFTIC判例ゼミ

「はるか夢の址」事件

（刑事：大阪地判平成31年1月17日）

（民事：大阪地判令和元年11月18日）

担当：長島、津田、浅野

第1 リーチサイトとは：

1 リーチサイトとは何か

他のウェブサイトへのリンク情報等を提供することで利用者を違法コンテンツに誘導するウェブサイト。電気通信大学が行った調査によれば¹、以下のような特徴があげられる。

- ・ サイトごとに、テレビ・映画・音楽・コミック・ゲームといったジャンルに特化
- ・ コンテンツを放送曜日やジャンルごとに分類して、ユーザが探したいコンテンツに到達するための工夫が施されている

また、リーチサイト（のサーバ）上に違法コンテンツがアップロードされているわけではなく、あくまで別サイトにアップロードされた違法コンテンツのリンク情報や検索機能によって当該コンテンツへの動線が提供されている。（なお、同様の機能を持ったスマートフォン用のアプリケーション、いわゆるリーチアプリ、も存在するが、本発表では特に区別しない。）

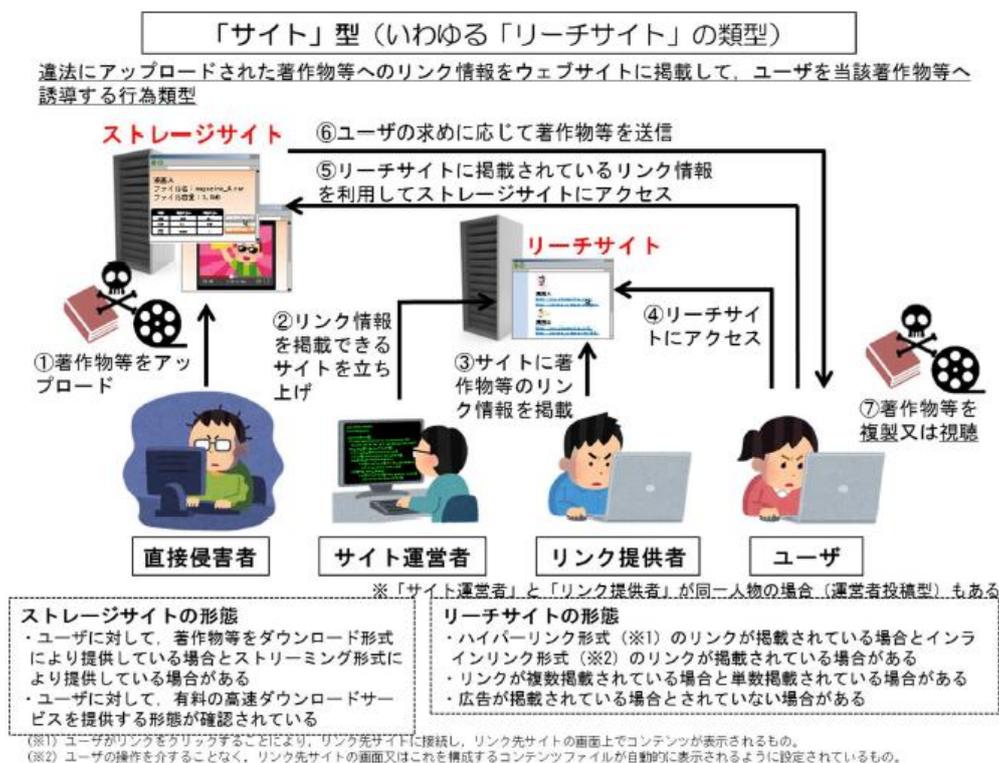
2 リーチサイトの使用様態

リーチサイトは、以下のような形で利用される。

- ① 侵害行為者が、ストレージサイトに著作物等を（無許諾で）アップロード
- ② リーチサイト運営者が、リンク情報等を掲載できるサイトを立ち上げる
リーチサイト運営者は、サイト上に掲載する広告収入等を得る
- ③ リンク提供者は、リーチサイト上にストレージサイトの著作物等のリンク情報を掲載する。
※リーチサイト運営者自身がリンク提供を行う場合もある。
- ④ ユーザは、リーチサイトにアクセスする。
- ⑤ リーチサイトに掲載されているリンク情報を利用して、ストレージサイトにアクセス
- ⑥ ストレージサイトから、ユーザの要求により著作物等が送信される。
- ⑦ ユーザが著作物等を複製・視聴する。

¹ 「リーチサイトおよびストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査」（平成24年3月 電気通信大学）

図1 リーチサイトによるコンテンツ閲覧の流れ²



ストレージサイトの特徴：

- サイバーロッカー と呼ばれる不特定多数向けのオンラインストレージが利用される傾向にある。これは、オランダなど海外にサーバがあるものが多く、捜査が容易ではない。サイバーロッカーは基本的には「場を提供している」だけであり、どのようなファイルがアップロードされているかについて関知しないという立場。
- サイバーロッカー自体は無料で利用することができるが、コミックス1冊のダウンロードに1時間以上かかる場合もある³など機能に大きな制約がある。有料会員になれば高速なダウンロードが可能となる。
- サイバーロッカーは、自らの有料会員を増やすため、ダウンロード回数が多いファイルをアップロードした投稿者に対して報奨金を支払う。（例えば、1DLごとに1ポイントが付与され、10,000,000ポイントが10,000ドルに交換される、等。）

² 文化庁「文化審議会著作権分科会報告書 平成29年2月」より引用

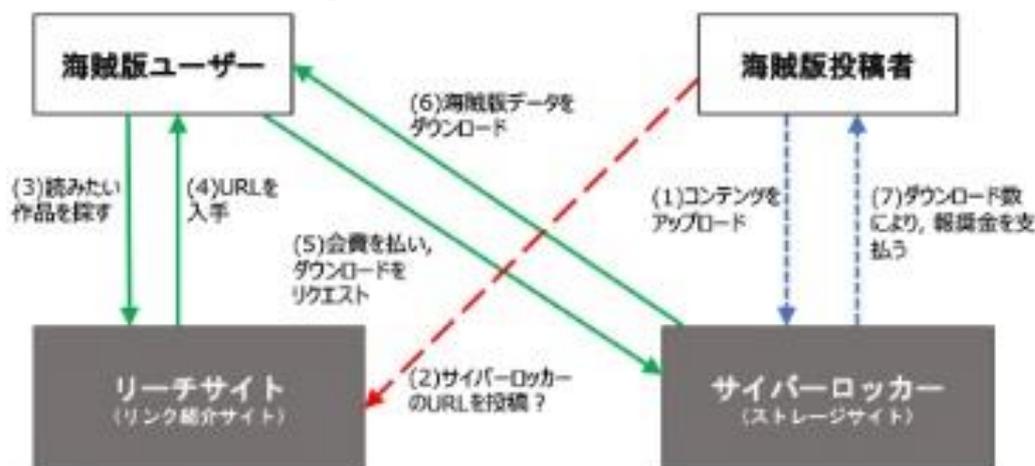
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2019/02/18/a1413701_02.pdf

³ 侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会（第1回）における赤松委員の意見より。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/01/>

そのため、サイバーロッカーへのアップロード者はファイルのダウンロード数を増やすため、自ら URL リンクをリーチサイトへ貼ることが見込まれる。

図2 アップロードの実態⁴



3 はるか夢の址 とは

はるか夢の址とは、日本最大級のリーチサイト。2011年ごろから運営開始。2017年半ばに閉鎖。2016年9月～2017年8月までの合計アクセス数は約1億3400万と推定される⁵。「紅籍会」と名乗る運営団体によって運営され、民事・刑事事件における被告（人）はその主要メンバーである。

はるか夢の址は、以下のような手法によりアクセス数を伸ばしたとされる⁶。

- 「リンクを貼る行為は合法だ」と主張し、とくに人気作品のリンクの積極的な投稿を呼びかける
また投稿者に対して、電子書籍を複製する際の注意点や、アクセスを秘匿する方法を解説する
- サイト内での階級を設定し、優良な投稿を行う人間に勲章・ポイントを付与するなど、投稿者に心理的満足を与える
また、新しいコミックス・雑誌の投稿を行ったものにインセンティブ（その作品につ

⁴ 福井健策「視点 ネットのダークマター、海賊版はもう止まらないのか？」『情報管理』60巻10号736頁 https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/60/10/60_735/_article/-char/ja/

⁵ 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の発表より https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai9/siryou2-2.pdf

⁶ 福井健策「視点 ネットのダークマター、海賊版はもう止まらないのか？」『情報管理』60巻10号を参考。

いては 24 時間の間投稿を禁止する) を与え、新作が積極的に投稿される状態を作り、他のリーチサイトとの差別化を図る

- 他のリーチサイトとの提携を行い相互リンク等によって自らのアクセス数を増やしたり、そのような提携を断るリーチサイトに対してサイバー攻撃を行う

以上のような行為の結果として、はるか夢の址においては、新作コミックスの電子版の発売からおよそ 30 分後には海賊版のリンクが掲載されるような状況であったという。そのため、多くのユーザを獲得し、日本最大のリーチサイトとなった。

4 リーチサイトによる経済影響

- はるか夢の址による漫画についての被害額 (H28 年 7 月～H29 年 6 月) : 731 億円⁷
 - はるか夢の址閉鎖後においても、主要なリーチサイトへのアクセス数の合計が 6 か月間で 2 億を超え、ダウンロードによる被害額 (機会損失) は 738 億円⁸
 - ストレージサイトにアップロードされた違法コンテンツは、リーチサイトに掲載されることで、そうでないものに対し 62 倍閲覧される⁹
- 経済的な被害が大きいため早期に規制が必要であるとして、議論中
(規制の概要は別途説明)

⁷ ACCS による推計 <http://www2.acces.jp.or.jp/criminal/2017/1205.php>

⁸ CODA による推計
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h30_04/pdf/r1410962_06.pdf

⁹ 注 1 の研究より。

第2 はるか夢の址事件・刑事

別資料にて説明

第3 はるか夢の址事件・民事（大阪地判令和元年11月18日）

1 訴訟当事者と訴訟の概要

原告：株式会社講談社

被告：A, B, C（刑事の被告人と同様）

原告は、はるか夢の址に掲載（リンクが貼られていた）されていた自社の漫画雑誌の著作権が、A, B及びCの行為によって侵害されたとして、損害賠償金の支払を求めて訴訟を起こした。（なお、報道等によればその時点では既にサイトが閉鎖されていたようで、差止等は請求されていない。）

2 原告の請求について

- (1) 目録記載の各雑誌（原告各雑誌）は、原告が著作権を有する。
- (2) 被告らは、サイバーロッカーと呼ばれるオンラインストレージサイトのサーバに、原告各雑誌のキャプチャ画像をアップロードすることによって、当該ファイルを不特定多数の者がダウンロードできる状態にした。これにより、原告各雑誌に係る著作権（複製権・自動公衆送信権〔送信可能化権を含む。〕）を侵害した。
- (3) 被告らは、当該行為が著作権侵害にあたることを認識していた。
- (4) 原告らは以下の合計約1億6560万円の損害を被った。

ア 逸失利益 約1億5050万円

（原告各雑誌のダウンロード数 × 単価 × 電子書籍における利益率45%）

イ 弁護士費用 約1510万円

(1)～(4)より、被告らは、原告に対し損害賠償金約1億6560万円+遅延損害金を支払え。

3 被告の主張

被告A, Bについて

被告A及び被告Bは口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しなかった為、請求原因事実を争うことを明らかにしないものと認められ、自白したものとみなされた。

被告Cについて

原告主張(1)について認めるものの、(2)～(4)について否認ないし争う。

とくに、(2)について、アップロード行為を別の者が行ったものや外部ウェブサイト等からリンク先URLを転載したものが存在する旨主張した。

4 裁判所の判断(被告Cについて)

裁判所は、被告Cについて、以下のような理由から、原告各雑誌のほとんどについて被告Cがアップロード行為を行ったと認めた。

■認定事実

- ・原告各雑誌(が電子化されたファイル)が何らかの方法によりサーバにアップロードされていたこと(認定事実ア)
- ・被告Cによって、アップロードされた原告各雑誌等のファイルのURLがはるか夢の址に投稿されたこと(認定事実イ)
- ・被告Cによる、漫画雑誌の電子化からアップロードまでの手順と所要時間(認定事実イ)
- ・被告Cが、原告各雑誌(の一部)の電子書籍版を購入していたこと(認定事実ウ)
- ・刑事事件の捜査段階において、被告Cが、平成27年半ば以降(原告各雑誌の一部である)「ヤングマガジン」「イブニング」については「担当」(自分が電子化から投稿までを行う)していたものとして認識されていた、との旨を供述していたこと(認定事実エ a)
- ・被告Cが、コンテンツアップロード者に対してダウンロード数に応じて支払われる報酬を目当てに漫画雑誌等を電子化してアップロードを行っていたこと(認定事実エ b)

■検討

(ア) ヤングマガジン・イブニングについて

- ・捜査段階において、「担当」していた旨供述しているヤングマガジン・イブニングについて、平成27年半ば以降はおおむね毎号購入し、電子化アップロードおよび本件サイトへのURLの投稿を行っており、これが暗黙の了解となっていたと供述している。(認定事実エ a)

- ・購入履歴より、原告各雑誌の一部のヤングマガジン・イブニングの購入は裏付けられている（認定事実ウ）

- ・投稿間隔は発売日に基づく規則性が伺われ、投稿時間はおおむね共通している

- ・被告CがURLのうち「代理投稿」との記載のないものについては、自ら電子化したファイルをサーバにアップロードしたうえでそのURLを本件サイトに投稿したものと合理的に推認され（認定事実イ）、被告Cは報酬目当てでこうした行為を行っていた（認定事実エb）

以上より、ヤングマガジン・イブニングについて、被告Cが、電子化させたファイルをサーバにアップロードすることにより、これらを不特定多数の者がダウンロードできる状態にしたことが認められる。

（イ）週刊少年マガジン・月刊少年マガジン・別冊少年マガジン・月刊ヤングマガジン・モーニングについて

- ・ヤングマガジン・イブニングと同様の理由づけに基づき、被告Cが、電子化させたファイルをサーバにアップロードすることにより、これらを不特定多数の者がダウンロードできる状態にしたことが認められる。

（ウ）少年マガジンエッジについて

- ・上雑誌と異なり、少年マガジンエッジについては被告Cが電子書籍を購入したことを認めるに足りる直接の証拠がない。

- ・各少年マガジンエッジは発売時期が異なるにもかかわらず、ひとまとめに電子化されたファイルのアップロード先のURLが本件サイトに投稿されたものと認められ、投稿様態が異なる。

以上より、被告Cが、電子化させたファイルをサーバにアップロードすることにより、これらを不特定多数の者がダウンロードできる状態にしたとは認められない。

■総括

被告Cが、原告各雑誌（少年マガジンエッジを除く。）が、本件サイバーロッカーに原告各雑誌を電子化したファイルを記録、蔵置し、当該ファイルを不特定多数の者がダウンロードできる状態にしたことが認められ、これは原告各雑誌に係る著作権（複製権、自動公衆送信権）を侵害する。

5 留意点

■侵害行為

裁判所は、被告Cが自らサイバーロッカーに原告各雑誌の電子化ファイルをアップロードしたことをもって著作権の侵害を認定した。いっぽうで、被告Cがサイバーロッカーに電子化ファイルをアップロードしたことが立証されない少年マガジンエッジについては、

当該ファイルのサーバURLを本件サイトにアップロードした事実があっても、被告Cによる著作権の侵害を認定しなかった。

一般に、単にURLを貼る行為によって著作権の侵害とはならないため、本件においても原告はURLの掲載行為でなくサイバーロッカー上のサーバへの著作物のアップロード行為について請求したと思われる。

■アップロードした事実の認定方法

裁判所は、被告Cが本件サイバーロッカー上に原告各雑誌をアップロードした行為について、当該サイバーロッカーのアップロード履歴ではなく、被告Cの原告各雑誌購入履歴・アップロードにかかる時間・本件サイトへのURL掲載日時・捜査段階の被告Cの証言といった外形的な事情をもとに、被告Cのアップロード行為を認定した。一般的に、サイバーロッカーは海外にサーバが設置されていることも多く、また身元が特定されないような形で当該サーバへのアクセスしアップロードを行うケースもあることから、直接のアップロードの証拠を取得することは困難であるため、このような主張となったものと推測される。

5 リーチサイト規制動向（別紙）

6 ディスカッションポイント ※民事裁判に関して

① 「カラオケ法理」等の規範的侵害主体論によって、リーチサイト運営者を著作権侵害主体とみなし、損害賠償・差止を請求することはできないのか。

・カラオケ法理：「物理的な利用行為の主体とは言い難い者を，管理（支配）性および営業上の利益という二つの要素に着目して規範的に利用行為の主体と評価する考え方」¹⁰

・クラブキャッツアイ事件（最判昭和 63 年 3 月 15 日）：

スナックにおいて、無許諾で、スナック等でカラオケテープを使用し従業員や顧客に歌唱させていたことをもって、スナックの経営者の著作権侵害（演奏権）の侵害が認められた事例。

・ファイルログ事件（東京高裁平成 17 年 3 月 31 日）

P2P ファイル交換システムを提供していた事業者が、当該システム上で交換された楽曲の著作権者から、著作権侵害（複製権、自動公衆送信権、送信可能化権）に基づくファイルの送受信の差止・損害賠償を請求された事例。当該システムにおいてはファイルの送受信自体はユーザ PC 間で行われるものの、事業者の用意するサーバ・アプリケーションの機能によって各ユーザの共有フォルダ領域の検索が容易になる。

「本件サービスのように、インターネットを介する情報の流通は日々不断に且つ大量になされ、社会的に必要不可欠なものになっていること、そのうちに違法なものがあるとしても、情報流通を逐一補足することは必ずしも技術的に容易ではないことなどからすると、単に一般的に違法な利用がされるおそれがあるということ だけから、そのような情報通信サービスを提供していることをもって、上記侵害の 主体であるとするのは適切でないことはいうまでもない。しかし、単に一般的に違法な利用もあり得るといっただけにとどまらず、本件サービスが、①その性質上、具体的かつ現実的な蓋然性をもって特定の類型の違法な著作権侵害行為を惹起するものであり、控訴人会社がそのことを予想しつつ本件サービスを提供して、そのような侵害行為を誘発し、②しかもそれについての控訴人会社の管理があり、③控訴人会社が これにより何らかの経済的利益を得る余地があるとみられる事実があるときは、控訴人会社はまさに自らコントロール可能な行為により侵害の結果を招いている者として、その責任を問われるべきことは当然であり、控訴人会社を侵害の主体と認めることができるというべきである。」（数字、下線は発表者による）

¹⁰注 上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」『知的財産権法と競争法の現代的展開』紋谷暢男教授古稀記念（発明協会・2006）783 頁

①について

「本件サービスは、ファイルの交換に特化してそのための機能を一体的に備え、市販のCD等の複製に係るMP3ファイルという、特定の種類のファイルの送受信に非常に適したものであり、そのような利用態様を誘引するものであるという事実を鑑みれば、本件サービスは、市販のCD等の複製に係るMP3ファイルの送受信を惹起するという具体的かつ現実的な蓋然性を有するものといえる……。……。本件サービス開始前後の状況からすれば、多くの者が、本件サービスを市販のCD等の複製に係るMP3ファイルの交換ができるものと認識して、そのように利用することは必定であり、前記認定に係る本件サービスの性質を、より強く示すものといえることができ、また、そのような事態となることは、控訴人会社においても十分予想していたものといえるべき」

②について

以下のような事実に基づいて認定した。

- ・「被告サイトから本件ソフトをダウンロードして、これを自己のパソコンにインストールすることが必要不可欠。」
- ・「利用者は、パソコンを被告サーバに接続させることが必要不可欠であるが、この接続は、通常、本件クライアントソフトを起動することにより行う。」
- ・「自動公衆送信の相手方も、パソコンに本件クライアントソフトをインストールし、そのパソコンを被告サーバに接続することが必要不可欠」
- ・「本件サービスにおける自動公衆送信及び送信可能化にとって上記検索機能は必要不可欠」
- ・「希望する電子ファイルの存在を確認した場合、本件クライアントソフトの画面上の簡単な操作によって、希望する電子ファイルを受信することができるようになっており（中略）、受信者のための利便性、環境整備が図られている」
- ・「本件サービスの利用方法について、自己の開設したウェブサイト上で説明をし、ほとんどの利用者が同説明を参考にして、本件サービスを利用している」

③について

「本件サービスの提供に関し、控訴人会社は広告料という直接の利益を得ている」

→無許諾での著作物アップロード行為を増長させたはるか夢の址においては、これらを満たすといえないか。

・ 枢要な行為（ロクラクⅡ事件 最判平成 23 年 1 月 20 日）：

「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢

要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。」

→ 重要な行為 を基準としたとき、はるか夢の址運営者が著作物の複製・送信可能化における重要な行為をなしていただろうか。また、リーチサイト運営者がこれをなしているというためにはどのような事実があればよいただろうか。

② 著作権侵害の幫助によって、損害賠償・差止を請求することは可能か。(リーチサイト規制動向におけるレジュメ参照)

感想等（浅野）

今回の議論では、侵害主体論に基づいてアップロード者の行為を違法とするのは難しいのではないかと、という意見が多数であった。根拠としては、過去の裁判例等によれば、複製対象となる著作物を行為者が用意するような寄与度合でなければ、侵害主体とはなりえないのではないかと、という意見がみられた。

議論は「リンク行為の適法性」という観点から様々な論点に派生し、例えば児童ポルノ（児童ポルノに該当するコンテンツのリンクを張った行為のみで共同正犯が成立した裁判例がある）や名誉棄損（リンクを貼る行為によって名誉棄損の幫助が成立した裁判例がある）などと比較して考えるべき、との視点を講師からいただいた。著作権法とは異なる法益・価値基準を持つ法律であるため異なる帰結（違法・適法）になる、という点には、改めて法律の難しさを痛感させられた。

本事案を取り上げた率直な理由は、法律論的関心よりもむしろ一漫画読者としてクリエイターにどうやって利益を還元していくか、ひいては日本の漫画文化をどうやって保護していくか、という点を検討したかったからである。おそらく現在の法制度では不十分であるので、リーチサイト規制の立法がどんどん進んでいると思われるが、立法の結果製作者が適切な対価を得られる社会になることを期待したい。